様式 14

【番号（委託）：01】

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業
「ご近”助”パワフルサポート事業」

2　契約の相手方

社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会

3　随意契約理由

「地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業（ご近“助”パワフルサポート事業)」は、区ＣＭ予算の「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（以下　「見守りネットワーク強化事業」)【福祉局委託事業】」の関連事業で行う区独自事業であり区で契約することとなるが、本事業は、行政名簿では把握しきれていない、地域の要援護者を掘り起こし、地域の見守りに繋げていく事業であることから、「見守りネットワーク強化事業」の契約相手方の予定事業者である生野区社会福祉協議会に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、特名随意契約するものとする。ただし、生野区社会福祉協議会が「見守りネットワーク強化事業」を受託できなかった場合はこの事業を受託した事業所と契約するものとする。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5　担当部署

生野区役所保健福祉課（介護保険・高齢者福祉担当）
電話：06-6715-9091

様式 14

【番号（委託）：02】

随意契約理由書

1　案件名称

生野区こども地域包括ケアシステム

2　契約の相手方

社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会

3　随意契約理由

大阪市生野区社会福祉協議会の受託事業である、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下、見守りネットワーク事業）及び、「地域ボランティアによる福祉のまちづくりご近“助”パワフルサポート事業」（以下、ご近“助”パワフルサポート事業）においては、相互に連携し、福祉専門職のワーカーが、支援が必要な主に高齢者等に対して、アウトリーチにより、地域の見守りや福祉サービスへとつなぐ取組を実施し、いずれも成果をあげている。

そこで、見守りネットワーク事業を子育て支援にも活用し、小中学校や保育園・医療機関・民間事業者とも連携した「生野区こども地域包括ケアシステム」を新たに構築する。

以上のことから、見守りネットワーク事業及びご近“助”パワフルサポート事業を受託する事業者が、本事業を理解し、効率的かつ効果的に目的を達成できる事業者であると考えられるため、見守りネットワーク事業及びご近“助”パワフルサポート事業の契約相手方となる事業者に特名随意契約するものとする

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5　担当部署

生野区役所保健福祉課（福祉サービス担当）

電話：06-6715-9857

様式 14

【番号（委託）：03】

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度生野区コミュニティ育成事業業務委託

2　契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3　随意契約理由

本事業は、主に生野区内においてコミュニティの輪を広げる事業（紫陽花まつり・区民まつり)、児童・青少年の育成事業（スプリングコンサート)、文化・芸術に親しむ事業（区民ギャラリー）を一体化した事業として実施することで各事業間における各種団体等の連携を促し、新たな人の関係性を生み出し、多様なコミュニティ活動の担い手の発掘を企図するものである。

本事業の目的を達成するためには、区の実情を熟知のうえ、区民のニーズを的確かつ事前に把握し、各種団体等と連携する調整力、各種団体等のつながりを意識して事業を実施することができる実行力、区内の地域活動やコミュニティ事業の企画実施に関する実績等を有している必要がある。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、都市圏の新しいコミュニティづくりの中核として、各種コミュニティ事業の企画実施、コミュニティ施設の管理運営、市民の文化振興等、連帯感のある町づくりを推進することを目的とした協会であり、大阪市内各区に支部を設置し区内のコミュニティ事業を展開していることから、各種団体等との関りが深く、それぞれの強みや弱みを理解したうえで、ニーズを把握して協働して円滑に事業を実施することが可能であって、その実績も数多く有している。

また、類似事業に関する専門性や情報の蓄積も十分であることを鑑みれば、本事業を確実に遂行するためのノウハウと実績に加え、必要とされる組織体制、運営基盤を有する団体は他になく、一般財団法人大阪市コミュニティ協会が本事業を受託できる唯一の団体であるといえる。

以上のことから、一般財団法人大阪市コミュニティ協会以外に本業務を履行可能な団体がないため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号により特名随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5　担当部署

生野区役所地域まちづくり課

電話：06-6715-9734

様式 14

【番号（委託）：04】

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度生野ものづくりタウン事業業務委託

2　契約の相手方

株式会社友安製作所

3　随意契約理由

本事業は、伴走支援を通じて新たな知見やノウハウを持つ製造事業者を育成し、支援実務のノウハウを蓄積することで、新たな担い手の育成及び技術継承、さらには地域経済の活性化をめざして、事業者支援組織の事務局機能を構築することを目的とする。そのためには製造事業者を支援する幅広い知識と経験、専門性を活用することが不可欠である。委託事業者の選定にあたっては単純に価格比較だけではなく、実施体制・実施手法等を総合的に勘案して、有識者による公平かつ適正な審査により選定することが有効であると考えるため。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

生野区役所地域まちづくり課

電話：06-6715-9734

様式 14

【番号（委託）：05】

随意契約理由書

1　案件名称

　生野区役所外３施設電気工作物保守点検業務他１５件

2　契約の相手方

　日本管財株式会社

3　随意契約理由

　本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

　また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

　学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結する。

4　根拠法令

　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

　生野区役所総務課

　電話：06-6715-9004

様式 14

【番号（委託）：06】

随意契約理由書

1　案件名称

生野区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続
（生野区役所パッケージエアコン（厨房系統）更新修繕業務委託）

2　契約の相手方

日本管財株式会社

3　随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

生野区役所総務課
電話：06-6715-9004